

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

医療法人聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション

## 1. 事業所における感染対策に関する基本方針

医療法人聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーションにおける感染防止の基本的考え方は、感染症の発生およびまん延を防ぐために「持ち込まない」「拡げない」「持ち出さない」という原則に基づくものとします。利用者は、重症化リスクが高いことに留意し感染症の予防対策、感染対策を行い、利用者および職員の安全を守ることを務めとします。地域における感染症の発生状況を把握し、地域で生活する利用者の感染症の予防とまん延防止に努めサービス提供に努めます。

## 2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の考え方

事業所は感染症の予防及びまん延の防止の為に次の方針を定め、すべての職員に周知徹底します。

### <基本対策>

#### 1) 平常時の対策

1. 事業所内および使用訪問車内の清掃（消毒）の実施
2. 手指衛生（手洗いと手指消毒）の実施
3. 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施
4. 従業員の健康状態の確認

#### 2) 感染症発生時の対応

1. 感染症発生状況の把握
2. 感染症拡大の防止に努める
3. 医療機関や関係機関（ケアマネージャー）、保健所等の関係機関との連携
4. 行政への報告
5. 標準予防策と感染経路別予防策の実施と清掃などの実施

## 3. 感染対策に関する基本方針を実施するための取り組み

西岐波訪問看護ステーションは、セントヒル病院の同敷地、建物内に設置していますので、事業所の基本方針に基づき、病院内の感染対策委員会、院内感染対策コントロールチーム(ICT)に属し活動し、感染対策に取り組めます。

- 1) 事業所内で感染防止委員会を設置し、月1回感染対策について検討します。感染症対策の平常時対応を全職員が実施し、事業所内にまん延しない対策を行います。
- 2) 病院内で開催される院内感染対策委員会に管理者は出席し、国内や県内、地域の感染

症状院院内におけるアウトブレイク、異常発生等について把握し、情報共有に努めます。

事業所職員が院内 ICT 委員の役割を担い、ICT 活動を通じて感染対策情報を共有します。

感染症発生やまん延の状況については、感染防止委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに職員に伝達し周知に努めます。

- 3) 職員一人ひとりが感染症に罹患しないよう、感染対策マニュアルに則り、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じた予防対策を遵守し、利用者へ感染させないよう努めます。
- 4) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに管理者へ報告し、病院感染対策委員会(感染管理認定看護師)に報告して、対応を検討します。また、利用者に感染症の疑いがある場合は、感染対策マニュアルに則り対応を行い、他の利用者等に感染がまん延しないように努めます。
- 5) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知します。

#### 4. 感染防止対策のための事業所内の感染防止委員会に関する基本方針

- 1) 事業所において感染防止委員会を設置し感染防止対策に関する審議します。  
審議事項は、セントヒル病院感染対策委員会において報告します。
- 2) セントヒル病院感染対策委員会における感染情報と感染に関する最新情報を知り、情報共有すること、事業所内の感染防止の取り組みを推進する目的で感染防止委員会を月1回開催します。緊急感染発生時や必要と判断した場合は、状況に応じて臨時委員会を開催します。
- 3) 感染防止委員会は以下の責務を負います。
  - ・感染症対策に関する基本理念や行動規範の職員への周知
  - ・感染防止のための指針、マニュアル等の整備
  - ・感染症の早期発見・防止に向けた取り組みの推進
  - ・感染症発生時の対応策の検討および再発防止策の策定

#### 5. 感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- 1) セントヒル病院全職員を対象とした感染症予防に関する定期研修を年2回受講し感染症に関する知識や感染対策のスキルを習得します。
- 2) 新規職員は病院における採用時初期研修の感染防止対策研修を1回受講します。
- 3) 事業所として、感染発生時事業計画(BCP)の平時からの備えの遵守や感染防止の推進を目的に感染に関する研修を年2回企画し実施します。
- 4) 研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録、保存します。

#### 6. 感染症発生時の対応に関する基本方針

1) 感染対策マニュアルに沿った手洗い、手指消毒の実施徹底遵守、個人防護用具の使用、

環境感染対策実施等感染対策マニュアルに準じ、常に感染防止に努めます。

2) 疾患および病態などに応じて感染経路別予防策を追加して実施します。

3) 報告の義務づけられている病気が特定された場合には、速やかに行政や保健所へ報告します。

4) 特定の義務付けられている感染症が発生した場合は、病院感染対策委員会(感染管理認定看護師)に報告し、感染対策を行うとともに保健所に報告、連携をとって対応します。

5) 情報共有等においては個人情報管理に努めます。

#### 7. 利用者・家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、全職員および関係者が自由に閲覧できるように事業所内に掲示し、また必要に応じ適時更新します。

付則

本指針は、令和 7 年 1 月 27 日から施行する。